

宇都宮市保健所広告掲出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、宇都宮市広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）第6条の規定に基づき、宇都宮市保健所への広告物の掲出について、必要な事項を定めるものとする。

(業種又は業者の基準)

第2条 掲載基準第3条に定めるもののほか、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に掲げる医療提供施設に係る広告は、掲載しない。

(広告掲出の基準)

第3条 広告の内容、デザイン、材質等が次の各号のいずれかに該当する場合は、掲出しない。

- (1) 会社名、商品名等を著しく繰り返すもの
- (2) 意味なく身体の一部を強調するもの
- (3) 周囲と著しく違和感があるもの
- (4) 意味が不明なものその他来庁者及び市民に不快感を起こさせるもの
- (5) 彩度の高い色、原色、金銀色等を広範囲に使用するもの
- (6) 蛍光塗料、高輝度反射素材若しくは鏡状のもの又はこれらに類するものを材料として使用しているもの
- (7) 施設又は掲示枠の塗装を伴うもの
- (8) 広告の表面に著しい凹凸があるもの
- (9) 広告に著しい厚みがあるもの
- (10) 落下等により市民、来庁者及び職員に危険を及ぼす資材等を使用しているもの
- (11) その他広告を掲出することが適当ないと市長が認めるもの

附 則

この基準は、平成20年2月1日から適用する。